

昭和六十二年 二月 吉日

時代を刷新する会第 七三号  
教育部会要請書第十三号財団法人協和協会第四七四号

## 教員養成制度・現職教育と

### 教職員団体の改革についての要請

時代を刷新する会

財団法人協和協会

会長 岸 信介

教育部 会

ほか会員一同

内閣総理大臣

中曾根 康弘殿

○ この要請書を起案・作成した「時代を刷新する」とは

本会は、真に国の将来を考え、かつ行動する者の集まりとして、岸信介元総理大臣を盟主（会長）に、各界の有志によって、昭和五十六年九月に設立された。

その趣旨は、国の内外に各種課題が山積する折から、民主主義・自由主義体制を尊重しつつ、思想・政党・派閥をこえて、国家・民族の基本に属する諸課題を、根本から検討し直すことにより、時代を刷新し、精神を作興して、国家・民族に新しい活力を生み出すことを、その目的とする。

設立後五年、賛同者が増え、東京本部には今、学者・文化人・専門家三百五十名を中心に衆参国會議員二百七十名、前元国會議員百名、その他、経済人や民間有志数百名が参加しており、内部に教育部会や国防部会などの部会も出来て、内閣や国会へ宛てて各種の要請書・意見書を作成・提出している。

当会では、すでに教員養成については、昭和五十九年一月十八日提出の「教育の抜本的改革案——教育改革調査会の部会構成と検討項目」の中や、昭和六十一年一月吉日付教育部会要請書第十一号「個性重視・教育基本法・教育行政に関する要請」の中でもふれているが、今回の要請書は、特に教員養成の改革を中心に、取りまとめたものである。

なお、この要請書は、去る一月十三日、まず、姉妹団体である（財）協和協会（政・財・官・学・民各界の指導者クラスの集まり）の月例会において承認を得、ついで一月二十七日「時代を刷新する会」の月例会（本会）においても、会員一同の承認を得たものである。

## 教員養成制度・現職教育と

### 教職員団体の改革についての要請

このことについては、昭和五十九年一月十八日付けで、財団法人協和協会から要請してあるが、本会ではその後校長経験者を中心に検討を重ねた結果、つぎのようにとくに再度要請する。

#### 一、教員養成について

「教育は人なり」とは、古くから言われていることで、教育に優れた教師を得ることは、教育の改善に欠くことのできないことである。だが、大多数の教員を養成する大学の現状をみると、形式的に単位を習得すれば、それで教員免許状が与えられるようになっていて、優れた教師を養成するという目的は、十分に果たされているとは言いがたい。

優れた教師は、学校教育のいかんが国家の盛衰、民族の幸・不幸、文化の隆替にかかわることを理解し、教師の教育上の責務は、民族の生命共同体から賦課されていることを自覚し、その責務を果たすべくわが国の歴史伝統を理解し、国際的視野も身に付けるよう努力するとともに、次のような資質を備えていることが必要である。

- 1、児童生徒に対する教育愛を十分に持っている。
- 2、公教育の使命を十分に認識し、教師としての役割を十分に果たす。
- 3、父母や社会からも信頼され、それに応えるよう常に努力する。
- 4、指導内容を研究し、それを熟知する。
- 5、高い指導技術を身に付けている。
- 6、特定の階級や政党に偏向したり、その圧力に屈することがなく、教育の中立を堅持する。
- 7、絶えず自己啓発に努める。

教員を養成する大学等では、優れた教師になるために前記のような資質の基礎を、十分に学生に与えるべきである。そのためには、大学等の教師は自分の専門とする分野はもとより、前記のことを十分に理解していることが要求される。しかるに、大学等での教育を、わが国の自由主義体制を改革するための、イデオロギーの宣伝の場として利用しようとするような教師がいる。少なくともそのような教師は、教員養成の場から排除すべきである。

また、大学等は、学生に学校教育の現場で直接役立つ、知識や心構えを与えるために、教職経験のある優れた教師を活用することにも、留意しなければならぬ。

## 二、教育実習について

臨時教育審議会の「審議経過の概要（その三）」によれば、五十九年三月卒業者の場合、教育実習を行った十五万三千人のうち、六月一日までに教員に採用された者は三万三千人であると述べている。このことは、教育実習を行うことによつて、教育現場に多大な負担と犠牲を強いていることを示している。しかも、実習期間は小学校の免許の場合は四週間、中学・高校の免許の場合は二週間の短期間で、その内容は形式的・表面的になりがちで、その目的は十分に果たされているとはいえない。そこで現行の教育実習をやめ、採用試験に合格した者に対して、次のように行うよう改めることを要請する。

- 1、専門職としての教員の資格取得にふさわしい、充実した実習を行う。
- 2、仮採用後に行われる教育実習の成績は、採用の可否の判定の際、重視する。
- 3、全国一貫性のある教育実習とする。
- 4、期間は一年とする。

このような教育実習を行うことに対して、費用の面で難点があるようだが、教員の質の良否が教育を左右することを考えれば、多少の経費は惜しむべきではない。費用を節減する方法としては、特別そのための指導者を採用することなく、校長・教頭・その他熟練教員ならびに退職校長を活用すべきである。

なお、教育実習は複数の学校で経験させ、複数校の校長の評価を総合して、採否を決定するようにする。このようにすれば、採否の決定の責任は分散され、評価はより客観的なものになり、仮採用者にしても一校長の判断で採否が決定されないから、心理的負担も軽減する。

### 三、採用について

教育委員会は教員の採用に当たっては、一人の教師によって、幾百人に及ぶ児童生徒の人格形成が左右されることを考え、万全を期すべきである。そのために、教員採用については、次のように行うことを提案する。

- 1、教員採用試験は、各都道府県まちまちに行うのではなく、全国共通の内容で行う。
- 2、各都道府県は、その成績の良い者のなかから、地方の特性や実態に即した人物を、面接によって独自に採用する。

### 四、研修について

研修は法令に示された、教師の権利であり義務である。だが、それが十分に行われていると

はいいがたい。研修は自主的に行うべきだと主張のもとに、その内容が個人の趣味や安易で苦労や努力を必要としないものに偏り、校長や行政側の研修を拒否し、結局は自主的研修も行われていないのが実態である。そこで、次のように提案する。

- 1、授業研究を通じた校内研修、校長が学校経営上必要と認めた研修を、義務づける。
- 2、研修報告を義務づけ、勤務評定を生かす。
- 3、研修の認定制度を確立する。
- 4、教員採用後、十年目に再任用試験を実施する。そのさい、それまでの勤務評定の総合成績を、再任か否かの判定で重視する。

なお、教員には人間・社会・世界などについての、基本的常識を持っていることが要請される。ところが、臨教審などの審議をみると、研修の重要性には触れても、そのようなことの内容について、なんら触れられていない。教育が荒廃した根本原因は、教師にそのような常識が欠けていたことによる。そこで、研修については、これらのことを十分に考慮してほしい。

## 五、教職員団体について

教職員団体のなかには、自らを労働者と位置づけ、教育公務員の義務を忘れ権利のみを主張する者がいる。その影響力の強い学校では、校長の指導や職務命令を無視したり時には意図的に校長と対立し、長期にわたる闘争を展開して正常な学校運営を阻害し、児童生徒に多大の損失を与えてきた。

これは法に定める校長の指導監督権を侵害するものであり、法治国家の公務員として到底許されないことである。教員の協力なくては学校運営の行えない校長としては、教育委員会の十分なバックアップがないままに、一步一步教員に譲歩せざるを得なかった。

臨教審は、この事実を十分に認識して、行き過ぎのある教職員団体に対しては、教職員本来の姿に立ちかえり、職務に専念するよう強力に反省を求める処置を講ずるべきである。

また、文部省は都道府県教育委員会に対し強力な行政指導をすることが緊要である。都道府県教育委員会はこれを受け、厳格適正な指導を行い、これに違反する者には厳正な処置をとり、国民の信託に応えられるよう速やかに教育を正常化し、教員に対する失われた国民からの信頼を、一日も早く回復すべきである。

なお、教職員団体のなかには、教職員としての見識を高めることを目的とする団体もある。このような団体に対しては、その育成を考えるべきである。

昭和六十二年 二月 吉日